

平成22年12月

経営事項審査の審査基準の改正について

長崎県土木部監理課
建設業指導班

平成22年10月15日付けで建設業法施行規則及びこれに関連する通知の改正が行われ、平成23年4月1日申請分から経営事項審査の審査基準が改正されることになりましたので、その改正内容等についてお知らせします。

(主な改正内容)

1. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

完成工事高(X1点)及び元請完成工事高(Z2点)を、平成22年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点である700点となるよう補正。

この措置により、完成工事高(X1点)は平均点で約12点の上昇、元請完成工事高(Z2点)は平均点で約91点の上昇となります。

2. 技術者に必要な雇用期間の明確化

経営事項審査において、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を越える恒常的雇用関係のある者」に限定。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含めることとした。

3. 再生企業に対する減点措置

再生企業(民事再生企業及び会社更生企業)について、社会性(W点)の評価で、以下の減点措置を創設。

○再生期間中(手続開始決定日から手続終結決定日まで)は、一律マイナス60点(「営業年数」評価の最高点)の減点

○再生期間終了後は、「営業年数」評価は、ゼロ年から再スタート

※平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は、会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用。

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

①建設機械の保有状況

建設機械抵当法に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数（自ら所有し又は、リース契約により審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められているものに限る。）に応じて加点評価。（一台につき1点、最高15点）

②ISOの取得状況

ISO9001 及びISO14001 の取得状況について、評価項目に追加。（片方で5点、両方で10点）

※ 登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。

今回の改正により、平成23年4月以降の申請分より提出書類の様式の一部に変更があります。また、審査項目の追加等により追加して必要となる確認書類（提示書類）があります。

平成23年4月以降の申請の際は、平成23年経営規模等評価等申請要領とあわせて、同封の提示書類一覧・提出書類の記入例及び記入要領（※平成23年4月以降申請用）をご参考に申請を行ってください。

※今回の主な改正内容については以上ですが、改正の内容の詳しい内容につきましては、国土交通省のホームページをご確認ください。

（国土交通省のホームページ）

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000088.html

(再審査の申立について)

改正後の新審査基準による経営事項審査は、平成23年4月以降申請分からとなります。

公共工事の発注者によっては、公平性を確保するために、有効期間が有る結果通知書を持っていたても、新審査基準による再評価の結果通知書を提出するよう求める場合があります。その場合には、再審査の申立てを行っていただくことになります。

なお、平成24年度長崎県建設工事入札参加を希望される場合は、改正後の新審査基準による結果通知が必要となります。

《建設業法施行規則第20条第2項・抜粋》

経営審査の基準その他評価方法が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果通知を受けた者は、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

再審査の申立の受付期間

- ・平成23年4月1日から平成23年7月29日（改正の日から120日以内）

対 象

- ・再審査を受けようとする日の1年7ヶ月前の日以降を審査基準日とするもの。
※再審査の申立をする時点で、有効期間が残っている経審が対象

申請内容

- ・今回の審査基準の改正に関係する項目が対象。それ以外の項目（申請業種、完成工事高等）は、前回申請時と同内容に限る。

手数料 無料

提出書類

1. 経営事項審査申請書（様式第25号の11（別紙1～3含む））
2. 当初の経営事項審査申請書（様式第25号の11（別紙1～3含む））の写し及び経営事項審査結果通知書の写し
3. 当初の経営状況分析結果通知書の写し
4. 今回審査基準の改正により設けられた評価項目の確認書類
(1) 別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の「健康保険証」又は「雇用保険被保険者

資格取得等確認通知証」

- (2) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)(原本)及び常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
 - (3) 項番55「建設機械の所有及びリース台数」についての確認書類
 - ・建設機械の売買契約書、リース契約書及び特定自主検査記録票の写し
 - (4) 項番56「ISO9001の登録の有無」、項番57「ISO14001の登録の有無」についての確認書類
 - ・審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)の写し
- ※(2)～(4)については、該当する場合のみ必要

提出方法

下記提出先に郵送又は持参

※郵送の場合は封筒に「経審再審査」と朱書きしてください。

提出先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県土木部監理課建設業指導班

TEL095(894)3015